

# 引き続く相違点と避けられない遅れ IFRS 4 フェーズ II アップデート

IASB・FASB 合同会議 – 2011年6月

Francesco Nagari

2011年7月1日



# 目次

- 直近の合同会議以降の決定事項のハイライト
- 2011年6月13日－15日に開催された合同会議におけるスタッフ提案と両審議会の決定事項の詳細分析
- 今後の日程と次のステップのアップデート

# 審議会会議のハイライト – 2011年6月

- **残余マージンのアンロックの是非 (6月13日)**
  - IASBのスタッフは、残余マージンを当初認識時以降にアンロックすることを提案した。IASBは僅差(8対7)で合意した。
  - FASBはこの提案に対して合意しなかった。
- **残余マージンのアンロック方法 (6月13日 – IASBのみ審議、FASB はコメントのみ)**
  - 残余マージンを変動(プラス及びマイナスの両方向に調整)させ、調整額に限度額を設けない。
  - リスク調整の変動は全額純損益に認識する。
  - 残余マージンに対する調整は将来に向かってのみ行う。
- **新契約費 (6月13日)**
  - 両審議会は、直接費のみを新契約費として取り扱うことで合意した。
  - 新契約費について、新契約の獲得に成功した販売活動に関連する費用のみを含める(FASB)か、又は、ポートフォリオベースで失敗した費用も含める(IASB)かについては、見解が相違したままとなつた。
- **表示 (6月15日)**
  - 保険料は、ビルディング・ブロック・アプローチで測定する保険契約については応答日に修正アプローチで測定する保険契約は経過ベースで認識する。
  - 保険料、保険金及び費用の情報を包括利益計算書に表示することを暫定的に決定した。

# 会議の詳細な説明 – 6月13日

## 残余マージンのアンロックの是非 (書面 3B)

- IASBのスタッフは、残余マージンを当初認識時にロックインせず、書面3Cにあるように特定の変更について残余マージンを調整するべきであると提案した。
- FASBのスタッフはこの提案に合意せず、現行のU.S. GAAPとの類似点とキャッシュ・フローの変動が隠蔽されてしまう潜在的 possibilityについて言及した。
- 理事達は、この提案は残余マージンの目的を再検討する必要性が生じるとして、懸念を示した。
  - 元来、残余マージンは、初日に認識することができない保険料と保険負債との差異を表していた。
  - この提案は“未稼得の利益”モデルを前面に出しており、保険契約プロジェクトが負債測定よりも収益認識に焦点を当てることになる、との懸念があげられた。
- その他の理事達は、このアプローチは透明性を減少させ、潜在的に資産と負債の関連性を壊し、結果としてさらなる会計上のミスマッチに繋がるとの懸念を示した。
- 一部の理事達はこのモデルの複雑性について懸念を示しており、退職給付会計に適用された回廊アプローチとの比較を引き合いに出した。
- このアプローチの支持者でさえも、この提案を実際に機能させるためには追加の作業が必要になることに合意している。

| IASB        | FASB               |
|-------------|--------------------|
| 僅差で賛成 (8対7) | 反対だが、正式な投票は行われていない |

# 会議の詳細な説明 – 6月13日(続き)

## 残余マージンのアンロック方法 (書面 3C)

Q1: ‘消費(Consume)’ 又は ‘変動(float)’

- スタッフは、残余マージンは‘消費’(マイナス方向のみの調整)ではなく、‘変動’(プラス及びマイナスの両方向の調整)するべきだと提案した。
- さらにスタッフは、この調整に限度額を設けるべきではないと提案した。

  

- 審議会の理事達はこの提案の複雑性と実用性に関して懸念を示した。
- スタッフは、オーストラリアGAAPでは企業は既に似たようなアプローチを使用している、と回答した。
- 理事の一部は、残余マージンをアンロックとするのであれば、消費よりも変動を支持する方がより論理的であるとコメントした。

| IASB                  | FASB                        |
|-----------------------|-----------------------------|
| スタッフの提案に<br>賛成 (11対4) | アンロックに<br>反対、投票は行われ<br>ていない |

# 会議の詳細な説明 – 6月13日(続き)

## 残余マージンのアンロック方法 (書面 3C) (続き)

Q2: マージンを調整すべき変動は何か & Q3: 割引率の変更

- スタッフは以下の提案を行った:
  - 見積キャッシュ・フローの全ての変動は残余マージンの調整として認識する; 及び
  - 保険者は、割引率の変更を残余マージンで調整することが会計上のミスマッチを生じさせる場合、その変更を純損益に認識することが認められるが、強制はされない。
- 最小限の議論を行い、IASBは見積キャッシュ・フローの全ての変動を残余マージンで調整し、その調整額に限度額を設けないことに投票した(12対3)。しかし、理事達は残余マージンがマイナスとなることは認められないと述べた。
- 割引率の処理について議論を行った後、理事達は、スタッフの提案は複雑でその意図が十分に理解されていないと感じられるとコメントした。
- その結果、IASBはこの論点について裁決を行わなかったことにした。

# 会議の詳細な説明 – 6月13日(続き)

## 残余マージンのアンロック方法 (書面 3C) (続き)

### Q4: リスク調整の変動

- スタッフは、リスク調整の変動は全額純損益に認識されなければならないと提案した。
- 審議会の理事達は、このアプローチはビルディング・ブロックを残余マージンに対して再較正するという以前のスタッフの提案と非整合である、とコメントし、幾人かの理事達は、前回の裁決を再検討することを示唆した。

| IASB                 | FASB          |
|----------------------|---------------|
| スタッフの提案に<br>賛成 (9対6) | 投票を行って<br>いない |

### Q5: 将来に向かっての調整、又は遡及的な調整

- スタッフは、残余マージンに対する変更は将来に向かってのみなされるべきであると提案した。

| IASB                 | FASB          |
|----------------------|---------------|
| 最小限の議論の後、10<br>対5で裁決 | 投票を行って<br>いない |

# 会議の詳細な説明 – 6月13日(続き)

## 残余マージンの配分 (書面 3D)

- スタッフは残余マージンについて以下の提案を行った:
  - 1) 残余マージンはマイナスとならない;
  - 2) カバー期間に亘り、提供されるサービスの状況を反映するように機械的な方法で配分する;
  - 3) 類似の契約を集約したレベルで決定する
- 利益の稼得のパターンの変更は、会計方針の変更と考えられる可能性があるとのコメントがあった。
- 一部の理事達は、(前述のように)仮に残余マージンが未実現の利益を意味しているのであれば、カバー期間中にその総額を計上することは不整合となる懸念を示した。
- 他の理事達は、この決定は初日利得及び不利な契約が十分に調査されていないことを暗示していると懸念している。

| IASB                            | FASB      |
|---------------------------------|-----------|
| 1)に対する反対は無し                     |           |
| 9対6 で 2)に賛成                     | 投票を行っていない |
| 裁決は無し<br>先ずポートフォリオの<br>定義を決定すべき |           |

# 会議の詳細な説明 – 6月13日(続き)

## 新契約費 (書面 3E)

- スタッフは、新契約費の現在の状況に焦点を当て、両審議会は以前決議した決定事項を維持したいかどうかについて質問した。
- さらにスタッフは、以前決議した決定事項を再検討するか、又は新契約費について異なるアプローチ(例、リースや収益認識で採用されたアプローチと類似したアプローチ)を取るのかどうかについて質問した。
- 両審議会は計算の単位について議論した。また新契約費の範囲について議論された。それはポートフォリオ組成費用(失敗した契約関連活動の費用を含む)として計算するのか又は獲得に成功した契約関連活動の費用のみを計算するのかという点である。
- 理事の一部は、保険会社はポートフォリオ全体をひとつとして見ており、料率の決定に際して獲得に失敗した活動の期待水準を考慮しているとコメントした。
- その他の理事はこのコメントに対して反論したがそれは以下の理由に基づいている。a) ポートフォリオには獲得に成功した契約のみを含めるため、失敗した活動を含めることはミスマッチに繋がる。b) 多くの業界では似たようなステップを踏むが、失敗した新契約費を繰り延べることは認められていない。

| 決定事項          | IASB     | FASB    |
|---------------|----------|---------|
| 直接新契約費のみ      | 14対1で賛成。 | 全会一致で賛成 |
| 契約獲得に成功した活動のみ | 6対9で反対   | 全会一致で賛成 |

# 会議の詳細な説明 – 6月15日

## 包括利益計算書（書面 3A）

スタッフは、保険者は以下に基づいて保険料についての情報を認識することを提案した：

- a) ビルディング・ブロック・アプローチにより測定する契約については、応答日時点；
- b) その他の契約については、保険者がカバーを提供するにつれて生じる保険事故発生前債務の減少（経過ベース）に応じて。

- 財務諸表の作成者及び利用者のどちらも保険料及び引受マージンの情報を得ることを選好している。
- 仮に保険料の情報が含まれる場合、これは“収益”ではないことが明らかでなければならない。
- 3つの代替的な表示フォーマットが提案され、そのうちの2つが両審議会から支持を得た。：
  - 詳細な表示を行うもので、ビルディング・ブロック・アプローチを使用して測定した契約と修正アプローチを使用して測定した契約を別掲し、キャッシュ・フローの実績値と期待値を両建てて表示するもの。（例2）
  - 上記を要約し、ビルディング・ブロック・アプローチを使用して測定された契約及び修正アプローチを使用して測定した契約を合算し、保険料、保険金、発生費用、マージンの解放及び仮定とマージンの変動を表示する。（例3）

# 会議の詳細な説明 – 6月15日(続き)

## 包括利益計算書(書面3A)

- 両審議会は、経過ベースの保険料の使用を強く選好しているが、スタッフは特定の長期契約に対しては難しすぎると説明している。
- スタッフが選好しているのは、実績と期待を両建てしない例2に近い表示である。
- 例2を支持している審議会の理事は、以下の特徴を好んでいる。
  - 2つの測定モデルの同時表示(The dual statement aspect);
  - 実績と期待キャッシュ・フローの比較;
  - 容易な利益の源泉の識別、及び
  - 収益表示の明瞭性

# 会議の詳細な説明 – 6月15日(続き)

## 付録 A – 例2

### 修正アプローチ

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 既経過保険料                   | 2,139   |
| 発生保険金                    | (1,422) |
| 発生費用                     | (341)   |
| 複合マージンの解放                | 123     |
| リスク調整の変動                 | –       |
| 実績調整                     | (22)    |
| 不利な契約のための追加負債の増減額        | –       |
| 増分新契約費の償却                | (331)   |
| キャッシュ・フローの見積りの変更及び割引率の変更 | 3       |
| 引受マージン(修正アプローチ)          | 149     |

### ビルディング・ブロック・アプローチ

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 複合マージンの解放                 | 252     |
| 残余マージンの変動                 | –       |
| リスク調整の変動                  | –       |
| 保険料                       | 252     |
| 見積保険料(控除)                 | 4,228   |
| 実際保険金                     | (4,221) |
| 見積保険金(控除)                 | 7       |
| 実際費用                      | (2,992) |
| 見積費用(控除)                  | 2,919   |
| 実績調整                      | (73)    |
| キャッシュ・フローの見積りの変更及び割引率の変更  | (607)   |
| 引受マージン(ビルディング・ブロック・アプローチ) | 611     |
|                           | 5       |
|                           | (61)    |
|                           | (39)    |
|                           | 152     |

# 会議の詳細な説明 – 6月15日(続き)

## 包括利益計算書(書面3A)

- 例3を支持している審議会の理事は、以下の特徴を好んでいる。
  - 伝統的な表示と類似している;
  - 業界に対して最もアピールできる;
  - 表示について最低限の要件で済む; 及び
  - 保険業界に特化した財務諸表を開発する必要がなくなる

| IASB                          | FASB                 |
|-------------------------------|----------------------|
| 例2と例3で意見が半分に<br>分かれた<br>(7対7) | 2名が例2に賛成<br>5名が例3に賛成 |

# 会議の詳細な説明 – 6月15日(続き)

## 付録 A – 例3

|                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 保険料                      | 6,367          |
| 発生保険金/給付金                | (4,409)        |
| 発生費用                     | (948)          |
| 当期保険負債見積変動額              | <u>(1,083)</u> |
| 実績調整                     | (83)           |
| 複合マージンの解放                | 751            |
| リスク調整の変動                 | –              |
| 残余マージンの変動                | –              |
| キャッシュ・フローの見積りの変更及び割引率の変更 | (36)           |
| 不利な契約のための追加負債の増減額        | –              |
| 増分新契約費の償却                | <u>(330)</u>   |
| 引受マージン                   | 302            |

## 今後の日程及び次のステップ

- IASBは6月30日に、IFRS第4号フェーズⅡ発行の目標を2012年前半とし、今年の第4四半期に再度公開草案もしくはレビュードラフトを発行すると公表した。
- IASBが再度公開草案を発行し、同時にFASBが公開草案を発行する可能性がある。
- 適用時期については依然不透明である。2012年の発行日が遅れる可能性を鑑みると、我々は強制適用日は2015年1月より早期にはならないと考えている。
- 7月22日に、IFRS第9号の適用日を2013年から2015年に変更するという提案についての議論が予定されており、このことはIASBの先送り思考についての新たな証拠である。
- 次回の会議は7月20日－22日に予定されており、保険契約プロジェクトの会議で何のトピックについて議論されるかは未定である。

### 次のステップ

- 7月20日－22日に合同会議が予定されている。
- 2回目の協議(second round of consultation) の可能性が高くなっている。

# コンタクトの詳細

## Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+44 20 7303 8375

[fnagari@deloitte.co.uk](mailto:fnagari@deloitte.co.uk)



Link to **Deloitte Insurance Accounting Newsletter (English/German/Japanese versions):**

<http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm#newsletter>

Insurance Centre of Excellence:

[insurancecentreofexc@deloitte.co.uk](mailto:insurancecentreofexc@deloitte.co.uk)

# Deloitte.

This document is confidential and prepared solely for your information. Therefore you should not, without our prior written consent, refer to or use our name or this document for any other purpose, disclose them or refer to them in any prospectus or other document, or make them available or communicate them to any other party. No other party is entitled to rely on our document for any purpose whatsoever and thus we accept no liability to any other party who is shown or gains access to this document.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of Deloitte Touche Tohmatsu ('DTT'), a Swiss Verein, whose member firms are legally separate and independent entities. Please see [www.deloitte.co.uk/about](http://www.deloitte.co.uk/about) for a detailed description of the legal structure of DTT and its member firms.